

# 令和4年度 第10回高田区地域協議会 次 第

(会 議) 日時：令和4年11月21日（月）午後6時30分  
会場：福祉交流プラザ 第1会議室

1 開会

2 議題等の確認

3 報告

(1) 諮問事項 新市建設計画の変更について（通知）

4 議題

(1) 地域活性化の方向性について

(2) 令和4年度地域協議会の活動計画について

5 事務連絡

6 閉会

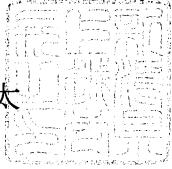
【次回全体会 12月19日（月）午後6時30分～：福祉交流プラザ】

【次々回全体会 1月23日（月）午後6時30分～：福祉交流プラザ】

上企第 37637-1 号  
令和 4 年 11 月 10 日

高田区地域協議会  
会長 本城 文夫 様

上越市長 中川 幹太  
(企画政策部企画政策課)



新市建設計画の変更について (通知)

令和 4 年 10 月 14 日付けで答申のあった諮問第 63 号新市建設計画の変更について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

新市建設計画の変更について、計画を変更する手続きを進めることとします。

今後、パブリックコメント、県との法定の協議を経て、令和 5 年上越市議会 3 月定例会に議案を提出する予定です。

なお、附帯意見について、次のとおり回答します。

- 新市建設計画において見込まれている上越地域医療センター病院の改築について、現在の基本計画では令和 3 年度に基本設計を実施し、令和 7 年度に改築完成が予定されていた中、コロナ禍の影響等により大幅に遅れているところですが、現在地での早期の着工及び完成となるよう事業の促進をお願いします。

(回答)

上越地域医療センター病院の改築については、令和 2 年 3 月に「上越地域医療センター病院基本計画」を策定したところ、改築後の収支悪化が見込まれたことから、基本計画の次のステップである基本設計には着手せず、持続的・安定的な病院運営を見通すため、令和 2 年度以降、収支改善に向け各種の取組を鋭意推進してきたものの、現状は道半ばとの認識です。

また、上越地域医療構想調整会議における上越地域全体の今後の医療提供体制の議論についても、上越地域医療センター病院が担うべき役割と、施設整備に大きく関わる、上越地域医療センター病院に受入れが求められる症例や患者数の議論に十分な進捗が見られず、その結果を収支シミュレーションに反映する段階に至っていません。

このような状況下にあることから、今後の具体的なスケジュールについては、収支改



善の取組及び上越地域医療構想調整会議の議論の進捗を図った上で示したいと考えていますが、設備の老朽化は著しく改築を急ぐ必要があるとの認識に変わりはありませんので、現在地での改築に向けて可能な限り早期の基本設計着手を目指してまいります。

**(仮称) 地域独自の予算の取扱いに関する補足事項**

※以下、本稿では便宜上、(仮称)を省略して表記する。

**1 対象とする取組**

- ① 地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組
- ② 地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組
- ※ 複数の地域自治区にわたる取組も対象とする。

**2 費目**

地域独自の予算では、地域の団体のほか市が実施主体となることも想定しているため、取組の内容に応じた費目に予算を計上する。

**① 地域の団体等が実施主体となる場合**

例：Ⅰ. 負担金、補助及び交付金

地域の団体が主体的に取り組む内容に対する補助等

**<補助金に関する経過措置の考え方>**

令和元年度から4年度まで地域活動支援事業を活用してきた取組のうち、地域独自の予算で対象とする取組に該当する取組は、活動継続の観点から、経過措置として直近で採択された際の補助率を据え置いて、補助率の上限を10/10とし、8年度までに段階的に毎年度1/10ずつ上限を見直す。

**○ 経過措置の考え方**

(単位：補助率の上限)

年 度	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
例1:毎年実施 10/10 補助	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	9/10	8/10	7/10
例2:毎年実施 8/10 補助	-	-	10/10	9/10	8/10	8/10	8/10	8/10	7/10
例3:隔年実施 10/10 補助	-	-	10/10	-	10/10	-	9/10	-	7/10
例4:事業再開 10/10 補助	10/10	10/10	-	-	-	10/10	9/10	8/10	7/10
例5:事業再開 7/10 補助	7/10	-	-	-	-	7/10	7/10	7/10	7/10

<-----地域活動支援事業-----> <-----地域独自の予算----->  
 <---対象とする案件の期間--->

**② 市が実施主体となる場合**

例：Ⅰ. 報償費、旅費

市が講演会や研修を主催する場合の講師への謝金や交通費相当額の支出等

Ⅱ. 需用費

パンフレットの作成に係る印刷製本費等

Ⅲ. 委託料

地域での取組の内容や経過、今後の見通しなどを踏まえて、市の事業としての実施が適切である取組の実施を外部委託する経費等

#### IV. 原材料費

地域の団体との協働により取り組む内容に必要な資材の提供等・・・など

※ 市が実施主体となる取組に係る経費は、全額、市で予算措置する。

### 3 対象外となる経費

- ・ 6 ページ「『(仮称) 地域独自の予算』の概要(案)」の「対象としない取組」に該当する経費
  - ① 新たな公共施設や市道などのインフラ整備
  - ② 単なる備品の購入・設備の設置など、地域の活動が伴わない取組
  - ③ 公共施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
  - ④ 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
  - ⑤ 政治活動・宗教活動を目的とする取組
  - ⑥ 公序良俗に反する取組 など
- ・ 市の補助金に関する基本方針で、対象外とする経費(事業費補助の場合)
  - ① 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等及び社会通念上、公金での支出が適切でない経費
  - ② 専ら補助対象団体の運営費に充てられる経費(団体運営経費)

### 4 予算措置が困難と考えられる事業(経費)の目安

「3 対象外となる経費」に記載の対象外経費のほか、地域独自の予算の目的や公費支出の適正化の観点から、地域の取組が伴うものであっても予算措置が困難と考えられる事業(経費)の目安を下表に例示する。

#### ○ 予算措置が困難と考えられる事業(経費)の目安

目 安	想定される経費の一例
「取組による直接的な受益者が提案団体や提案団体に加盟する団体等の構成員又は参加者」に限られる備品の購入、設備の設置、備品・設備・施設の修繕等に係る経費	ユニフォームの購入は、原則対象外
「取組による直接的な受益者が提案団体や提案団体に加盟する団体等の構成員又は参加者」に限られる教室や大会等の開催・参加に係る経費	団体の構成員に実質的に限られた音楽教室、歌声喫茶、スポーツ教室・大会、体操教室、料理教室、パソコン教室などの趣味・教養の教室や大会等の開催・参加に係る経費、専ら部活動での使用を前提とした楽器等の購入は、原則対象外
主となる公益的な取組(ソフトの取組)の実施に不可欠な経費以外の経費	白線、停止線、グリーンラインの整備、防犯灯LED化、防災倉庫設置等は、原則対象外

目 安	想定される経費の一例
主となる公益的な取組（ソフトの取組）として期待する効果に直接つながるとは言えない経費	団体によるパソコン、印刷機などの事務機器の貸出のための購入は、原則対象外
市の方針と整合のない取組に係る経費	市が廃止した公の施設について、廃止前と同等の活用を市として取り組むような提案は対象外
市からの（地域独自の予算によらない）受託事業で委託料の積算に含んでいる経費と重複する経費	仕様や見積もりにより受託者が用意するものと明示している物品等は対象外

## 5 総合事務所等との連携

### ① 関係課等の役割

- ・ 取組内容の把握
- ・ 取組に対する助言
- ・ 取組内容の法的な観点からの支障の有無の確認
- ・ 既存事業等との重複の確認
- ・ 国県補助金等の財源の情報提供 など

※ 取組の是非を判断するものではなく、上記のような視点で総合事務所等からの相談などに対応する。

### ② 自治・地域振興課（「地域独自の予算」の仕組みの所管課）の役割

- ・ 総合事務所等からの各種相談に対応する。
- ・ 取組の目的や内容が多岐にわたるなど、総合事務所等の相談等を行う先が決め難い場合に調整する。
- ・ 総合事務所等の各取組について、その必要性を踏まえて目的、実施内容、期待する効果等が適切に企画されているかなど、制度の趣旨に合った取組かどうかを確認し、必要に応じて助言する。

※ 取組の是非を判断するものではなく、上記のように仕組みが効果的かつ円滑に機能するよう取り組む。